

第25期火災予防審議会人命安全対策部会（第5回） 開催結果

1 日 時

令和4年7月13日（火） 15時00分から16時10分まで

2 場 所

芝消防署 4階会議室（港区東新橋二丁目13番7号）

3 出席者

(1) 委 員（敬称省略：五十音順、二重下線はオンライン参加）

池畠 由華、川本 英一、佐野 友紀、白石 暢彦、鈴木 恵子、高橋 明子、
中嶋 義雄、野口 貴文、長谷見 雄二、藤野 珠枝、水野 雅之、吉岡 英樹

（計12名）

(2) 東京消防庁関係者

予防部長、予防参事、予防副参事、自衛消防係長、建設係長、予防係対策担当係長、
建築係員、事務局（2名）

（計9名）

(3) オブザーバー

国土交通省住宅局、東京防災設備保守協会、日本消防設備安全センター

（計8名）

(4) 説明者

メーカー（5名）

（計5名）

4 議 事

(1) 第5回部会（書面）開催結果

(2) 避難口等における施錠の現状について

(3) 自衛消防活動支援システム概要

5 資料一覧

資料1－1 人命安全対策部会(第4回)書面開催結果概要

資料1－2 建築工事現場における防火安全性の向上方策(案)

資料2 避難口等における施錠の現況について

資料3 自衛消防活動支援システム概要

6 議事速記録

○事務局

ただいまから火災予防審議会第5回目の部会を開催します。

本日は自衛消防活動支援システムの実験を用いたデモンストレーションを実施していただけるということですので、能美防災株式会社より5名の方がいらっしゃっております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、進行は、事務局が画面を共有しながら進行していきますので、画面を見ていただい

ても結構ですし、同じものをお手元の資料にも用意しておりますので、そちらをご覧くださいても結構でございます。

それでは、早速ですが、議事に移りたいと思います。議事の進行は議長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長

よろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に則りまして、まず、最初の1番目、第4回部会（書面）開催結果のご説明を事務局からお願いします。

○事務局

それでは、資料1-1及び資料1-2を説明します。

第4回部会書面会議開催結果につきまして事前に確認をお願いしておりましたが、何かご意見はございましたでしょうか。

その後いくつかのご意見による事務局側の対応について説明するほか、新たにご審議をいただきたい内容もございます。そこで、同時にご意見をいただければと考えております。

初めに、資料の説明をします。お手元の資料をご覧ください。資料1-1と1-2がございます。資料1-1ですが、第4回部会での書面会議開催結果のご意見をまとめたもの、そして、そのご意見には番号を振り、資料1-2とリンクさせております。資料1-2ですが、書面会議の意見をもとに追加、修正をしたものになります。

それでは、内容に入ります。説明は資料1-2を用いて行います。本部会は時間が限られておりますので、内容を絞って説明します。

3点ございまして、まず1点目が、パッケージ型消火設備のところになります。お手元の資料の17ページ、18ページをご覧ください。17ページがご意見、18ページは事務局のコメントになります。

消火器、大型消火器が対応できていない理由についてですが、仮設事務所や詰所は、居室の性質上、大量の書類や荷物等の可燃物が集積されており、火災発生事例でも示したとおり、10型消火器では消火困難な火勢となる場合がございます。

そして、大型消火器はというと、機器本体を移動させなければならず、OA機器や机などが配置されているところでの取り回しを考えると、迅速な消火という点で課題が残ります。

また、敷地内における別棟として設置した一定規模以上の仮設事務所においては、屋内消火栓設備の代わりにパッケージ型消火設備を設置しているという事例もあります。同様に、新築中の建築物内のフロアに設置した仮設事務所に対しても、一定の規模を有している場合は、パッケージ型設備を設置することが妥当であると考えています。

次に、21ページをご覧ください。こちらは審議事項になりまして、ご審議いただきたいところの1つ目となります。内容は、工事が長期化した工事現場における連結送水管の利用となります。

まず、事務局の見解ですが、躯体工事から先行する形で連結送水管を施工することは、現実的に無理だと事務局でも考えていますので、躯体は立ち上がっていて、連結送水管が設置済みを設定しています。この状態で何らかの事情により工事計画の中断あるいは中止で、長期化するものを対象と考えていますので、極めてレアなケースだと思っております。

そして、ご審議いただきたいところですが、「工期の長期化の明確化及び規模について」という

ところですが、期間は引渡し予定日から概ね半年を経過していることと考えておりまして、「規模」ですが、新築工事中の消防計画届出義務対象物の規模、地階を除く階数が1－1 以上で、かつ、延べ面積が10,000m²以上というような建物などを想定しております。

次に審議していただきたいところの2つ目となります。25 ページ、26 ページをご覧ください。25 ページですが、こちらは煙により避難経路を汚染させない方法のご意見になりまして、ご審議いただきたい内容のところですが、内容は竪穴区画の代替案の説明となります。

26 ページですが、事務局の見解としましては、工事中の建物は、ご意見のとおり、避難経路の階段内を煙から防御することは重要だと、事務局でも考えております。しかし、工事現場は隙間も多く、気密性も確保されていないという状況ですので、効果が薄いと考えております。そのため、これに代わる代替案を考えました。代替案としましては、避難経路の階段内の安全性を確保するために、区画を形成するのではなく、階段に代わる避難経路の確保、例としては、工事現場に設けられる足場等の活用及び溶接溶断等による火災の発生を防止というところを考えました。

火花を周囲に飛散させないようにする方法につきましては、27 ページにまとめさせていただいておりますが、4 点列挙させております。火災発生リスクのある作業を行う場所の処理、スパッタ火花の処理、可燃物の処理、不燃認定を取得している断熱材の使用を推奨ということになります。ここでは、「竪穴区画」代替案適用についてということと、もう1つ避難経路について工事現場で使用している足場等を利用することについてご審議いただきたいと考えております。

なお、足場ですが、飛散防止シートを用いていることが考えられますので、火災時の影響についてもご審議いただきたいと考えております。事務局から説明は以上となります。

○議長

ありがとうございました。こちらに対してご意見をいただいてのご回答ということで、ご審議いただきたいこととして2つありましたが、1つ目からご意見をいただければと思います。

まず、連結送水管についてですが、工事が長期化した場合という前提条件が付いていた気がします。先ほどのページで言いますと、連結送水管の件は、消火器のあとですね。21 ページの、黄色い枠の「ご審議いただきたいところ①」ということで、下に括弧書きがあります。

こちらについて、そもそも「これは利用できるのかどうか」とか、いろいろご意見があるかと思いますが、いかがでしょうか。ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

○委員

極めてレアケースということで、工事中といいながら、連結送水管までできた状態で、その期間が長期に及ぶということは、普通ではなかなかないというような状況だと思いますが、確かにやった事例もあるということで、事例としてはいいかと思います。が、わざわざこういうことで規程を設けるほどのものかどうかというのが、ちょっと疑問に思っています。

○事務局

ありがとうございます。いろいろ警報設備ですとか、避難設備ですとか、消火設備ですとか、こういった対策ができるのかというのを整理しています。さらに、ここから、ガイドラインみたいなもので、整理した対策をどこからどこまでを落としていくかという作業が、また今後生じてくるかと思います。こういった事例を、我々も現場で拝見させていただきましたが、レアなケースをガイドラインに入れ込むというのが、果たしていいのかどうかということを踏まえまして、

最終的にこれをアウトプットしていくものについて、これをまた入れるか入れないかというところは、改めてご意見をお伺いする形をとらせていただいてよろしいでしょうか。

○委員

わかりました。

○議長

レアなケースですが、使えるなら使いたいというところかと思いますが、ガイドラインに入れたしまったら、皆さんが「連結送水管が使えるでしょう」と思って行ったら、使えなかったということもあるでしょうし、何かうまい入れ方、これを使うことができれば非常に有効だけれども、それが、消防隊のほうにちゃんと使えるという状態が伝わるかどうかとか。逆に、「使えると思って行ったけれども」ということですから、安易に前提としてしまったらまずいとは思いますが、何かうまい形での使い方で、これを使えなくて、火災が拡大してしまったという、それはそれで、後悔をしてしまうようなことにもなりますので、うまい表現の仕方を含めて、周知の仕方を含めて、何かやっていただければいいのではないかと思います。これについては以上でよろしいでしょうか。どういうふうに入れ込むかというところが、大きなポイントかもしれません。

では、もう1つのほうに移りたいと思います。26 ページですが、こちらは、これまでも議論してきた内容で、堅穴区画の形成をというようなところで、「階段に代わる避難経路の確保として足場を使いましょう」ということですが、これも、現場の事情を踏まえてご質問、ご意見があると思いますが、いかがでしょうか。

○委員

この内容を説明していただきましたが、状況はよくわかりました。現場に対して不適切であるとか、使いにくいだろうとか、あるいは、構造の問題である形までして、やるべきではないというふうには了解しております。

その中で、堅穴あるいは区画の代わりに、代替の経路を設けるということは、避難安全上は適切かなと思います。それが、イメージとしては、主たる避難経路に対して、消防の避難器具があると思いますが、最悪の場合、脱出経路としてそれが使えるかどうかということが、ポイントになってくるかなと思います。

ただし、それによって、新たに、施工上の負荷がかかるとか、そこ自体が危ないので、とても避難に使えないだろうという状況があれば、やはり無理に推進すべきではないのかなという考えです。

○議長

その辺、委員の中で、ゼネコンの方もいらっしゃるし、労働安全上の問題というところにもなるかもしれませんが、いかがでしょうか。

○委員

当然、内部の避難階段、工事中の避難階段と、外部に足場があれば、そこにも階段が通常は付いていますので、それを有効に使うということは、特に問題はないかと思います。それは、そういう足場があればということですが、特に、昨今の事務所ビルとか住宅の高層のものになると、足場もないところもかなりあります。たぶん、今避難で問題になるのは、どちらかというと、高層ビルだと思うので、それがあればという前提で、あるものは有効に使うということでいいのではないかと思います。

○委員

ありがとうございます。ということであれば、あるものについてはということで、よろしいかと思います。

○議長

建設現場の見学に時々行って、足場を使って上に行ったり下に降りたりするのですが、1層1層が身長より低いんですよね。頭をよく、ヘルメットごとぶつけることが多くて、なおかつ、相当あせっていると、何か落っこちそうな気もしますが、その辺は大丈夫でしょうか。

○委員

避難経路として安全かという点、先生がおっしゃるように、通常、足場の高さは1.7mで、横に補強材が入っていたりすると、大体1.5mぐらいしかないの、それをくぐりながら移動するということにはなりません。階段が降りやすいかという点、そうでもないというところはあるんですが、仮に避難経路として、本設の階段が、例えば、煙が充満したときのサブ動線としてということであれば、機能はするかと思います。

○委員

まさにそのとおりだと思います。それがあから、避難経路を提言してもいいということにはならないと思いますので、まずそれを前提とした上で、最悪の場合にそちらからの経路があるという考え方がよろしいかなと考えました。

○議長

ほかにいかがでしょうか。

○委員

26ページの「代替え案」と書いてあるのは、何の「代替え案」でしょうか。その前の25ページの委員の意見は、煙が入らないようにするのが望ましいということですが、それを全部やらないでこれにするということでしょうか。

○事務局

委員からのご意見で、竪穴区画の階段のほうを、煙が充満しないように、区画を設けたほうが、垂れ壁のようなものを設けたほうがいいのかというご意見もありましたが、なかなか気密性の問題ですとかいったところも考慮しまして、その「代替え案」として、火災発生箇所とか、溶接・溶断作業を行うところを囲うとか、まずその場所を囲うということと、それに加えて、避難経路を提案しております。

例えば、先ほどの説明では、本設の階段に加えて足場という表現をしましたが、そこを確保することによって、「代替え案」といいますか、代わりになるのではないかと内容をご説明させていただきまして、それでいいのではないかと、それとも、だめだということになるのか。ご審議いただきたいというご説明をさせていただきました。

○委員

この26ページの一番上の赤字で書いてあるところですが、「シートシャッター」のようなものは、そういう対策をする場合は、多分、工事現場では無理そうだという感じがしますが、垂れ壁形状のものでも、それなりに効果があるわけですね。垂れ壁にもいろいろな効果があって、一つは、煙が竪穴に侵入して上のほうに広がる。上のほうの階は、どうしても火災の認知が早くできないので、避難行動も遅れるから、時間かせぎの効果もあるわけです。

それから、火災感知器の場合、垂れ壁が付いていると、煙がたまってくるので、火災感知器は割合ちゃんと作動するので、そういう効果もあるわけです。

どこまでの「代替え案」なんですか。垂れ壁も入れないということですか。

○事務局

ご説明させていただいたのは、垂れ壁のようなものに代えて、火災の発生場所の原因となるところの隔離と、それに対して、火災が起きたときに、避難経路を確保するということになると思います。

○委員

隔離というのは、煙の隔離にはならないと思います。

火災の発生原因を全部つぶしていくのはなかなか大変な話ですが、かえってそのほうが大変なんじゃないかと思います。ちょっと不完全かもしれないけれども、多分、垂れ壁があったほうがいいと思いますので、そういう可能性を排除しないほうがいいと思います。

出火原因を全部つぶしていくというのは、よく考えられがちですが、大体できることじゃないので、工事現場の状況は大分変わってきています。

竪穴というのは、建築物としてはかなり重要なポイントではあるので、何らかの隔離の効果が、被害の拡大を防ぐ効果があると思いますので、余り難しいからということで、排除しないほうがいいと思います。

○議長

竣工後の建築物は、もうちょっと、安全性確保という意味では、竪穴区画とかいろいろあると思いますが、工事現場なので、そこまでの防災上の対策は整っていないで、それぞれ一長一短あると思います。ご指摘のように、代替案という、そっくりそれをやめてしまって、こっちをやりますというのではなくて、両方やってもいいぐらいの、万が一の場合はそれでもまだ足りないのではないぐらいの感じで、やれることはやっておいたほうがいいというふうに思います。こっちをやめてこちらにするというよりは、複合的にでも、安全性を高めるような方策になるのであれば、それは残していったほうがよさそうには思います。

●オブザーバー

オブザーバーで申し訳ありませんが、私、こういう火災で思い出すのは、4年前の、多摩市唐木田での建築現場の火災です。工事中の大きい建物ですが、現地に行きますと、当然、階段はでき上がってないので、内部の足場の竪穴というの、また煙の道になっておりました。

なおかつ、外壁の窓が付いてない部分から吹き出た煙が、その外壁の外側に足場がありまして、その足場の周りに、通常あるような防災シートが張ってあります。

そうすると、通常でしたら、足場だったら安全なのですが、その周りに防災シートが張ってあるもので、その足場の中というの、また煙の道になってしまって、実際、亡くなった5名のうちの2人は、その足場のところで亡くなっています。

私、今回、議長がおっしゃるように、これの代わりにこれというのではなく、いろんな方法があると思いますが、いずれにしても、建物によって現場を見てみないと、足場は安全かという、足場を囲っているものがあつたりすると、むしろ、火災に対して足場ですと、火災の煙の外に置けば安全なところですが、内容によっては、中に足場があつたり、外にあつても、それをまたシートですとか、工事現場の外壁ですとかで覆ってしまっている場合もあります

従って、これの代わりにこれというよりも、現場の安全性、しかも、消防として、唐木田の火災みたいなものというのも、頭の中にあるのだということで、この文章を考えていただければ、より安全な案になると思います。

○委員

この代わりにこれしかないとか決めつけず、いろいろな工事現場の状況によって大きく変わってくる可能性があるので、そこは画一的にしないほうがいいかなと思います。いずれの場合においても、不確定な要素がかなりありますので、27 ページに、「4. 火災発生リスクが高い火気使用箇所の対応」ということで、書き加えていただいています。ここがやはりかなり重要になるのではないかと思います。

可燃物、危険物なども含めてだとは思いますが、そういう物の量の管理の仕方とか、不要な物は持ち込まない、工事の中で貯蔵したりしないようにすることが、非常に重要だと思います。そういった視点ですとか、危険物なのか、指定可燃物なのか、そのほかもあります。プレート書きをするような形で管理していくとか。発生させない、発生しても規模ができるだけ小さくなるような考え方というのを、併せてやることによって、さまざまなやり方というのが、それなりに効果が出てくるのではないかと思います。

○事務局

どうもありがとうございます。貴重なご意見だと受けとめております。26 ページのところで、「代替え案」と、割とかちっと書いてしまったのですが、いろいろ審議過程で出てきた方策として書けると思います。一口に工事現場といっても、本当に様相が違いますので、規模、形態が違いますので、それに応じて、よりよい方策がチョイスできるようなものにしていきたいと思っています。また、27 ページは、竖穴という概念ではなく、危険作業をしている側をフォローしていくというようなものになります。

ここでは、主に、過去 10 年間の火災の原因を調べていたときに多かった、溶接・溶断からの出火に対して記載していますが、委員がおっしゃるように、電気作業ですとか、危険物とか、シンナーの塗装ですとか、吹付けですとか、そういった危険工事がほかにもありますので、溶接・溶断のほかにも、どこまでを危険作業として覆っていったらいいのか。そのあたりをもう一度整理をしてみて、ここに固執することなく、さまざまなバリエーションを組み合わせ、現場に合わせた指導ができるようなものにつくりかえさせていただければと思います。

竖穴の垂れ壁のようなものもありますが、それ自体を排除するつもりは事務局としてもございませんので、こういう審議をしたということで、「現場に応じた、そういったものができるのであれば、もちろん実施してください」という形にしたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、また整理していただいたあと、もう一度皆様に御審議いただければと思います。次の議事に移させていただきたいと思っています。話題は変わりますが、2 番目は、「避難口等における施錠の現況について」ということです。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

本日は説明する内容を大きく 3 点を考えております。

まず、本検討に至る背景、その次に現行の都の火災予防条例で施錠関係は規制を東京消防庁ではしてございますので、その基準の説明とそれに係る現行の問題点について説明し、最後に今後の方針とします。

こちらの施錠の在り方について説明しますが、こちらの位置づけについては、こちらが検討に至る背景の、本年度、昨年度の審議事項ということで、工事中の建物の在り方ですとか、新築工事中の火災の安全性検討ですとかいったものの、一連の流れの中の最後の段階、どちらかと言いますと、工事中でなく建物の使用中の維持管理面、運用面に関しての、建築物における施錠管理の在り方ということで考えております。こちらについてのご説明です。

まず、背景です。避難施設における避難における施錠管理については、東京都では、火災予防条例で昭和 48 年ごろから、社会情勢等を踏まえ、数度の改正を経ながら規制してきたものです。ただ、時代の変化により実態に即していない施錠方法の指定が未だにされているので、今一度見直しが必要と事務局では考えております。

こちらが現行の火災予防条例で、こちらは都条例の 54 条で、こちらの抜粋で、この鍵括弧鍵内に規制の条文を記載してございます。「避難口又は地上に通ずる主たる通路に設ける戸は、公開時間又は従業時間中は、規則で定める方法以外の方法で施錠してはならない。」と記載してございます。

こちらをわかりやすく言いますと、まず前段の主語で、規制、場所を示してございます。下の絵で、避難階と基準階の、こちらは、中規模程度のオフィスビルを想定した図面を用意してございます。その赤丸部分が規制の対象部分のところですよ。その部分は公開時間中、従業時間中は、規則で定める方法以外の方法で施錠してはならない。後段で施錠方法の指定をしている条文のつくりになってございます。

赤丸部分については、3つの場所を指定しています。(1)屋内から直接地上に通ずる出入口及びその付室出入口とございます。それがこの避難階の、例えば、このエントランス、最終出入口とその付室出入口を示しています。(2)が階段関係で、避難階又は地上に通ずる直通階段・付室の出入口ということです。こちらは、下の基準階を例に挙げますと、避難階段の出入り口の扉ですとか、特別避難階段の付室の出入口、あるいはこの付室から階段室に入り込む部分の扉が指定されている部分です。

最後の(3)が、避難の際、避難専用と、非常の際、避難専用とするために設ける出入口とございまして、それが具体例は明確には定められていないところですが、例えば避難階の事務所にある裏口で、こういったところが対象物としているところですよ。

続いて施錠方法の規定についてです。こちらは、条例の 54 条から条例の規則の 11 条の 3 に詳細が規定されているものです。大きく(1)(2)(3)とございまして、上からそれぞれの施錠の方式と施錠の方式の場所について規定しているものです。

(1)非常の際、自動的に解錠できる装置とございます。例えば、警報装置が鳴ると電源が落ちて解錠するというものです。

(2)今回の問題点①として挙げさせていただいている部分です。2つ分かれています。

鍵等を用いず屋内から 1 の動作で容易に解錠できるもの。わかりやすく言いますと、この絵が載っています。サムターン錠を開ける 1 の動作で鍵が開けられることができるものといった指定がございまして。

その指定場所が、屋内避難階段又は特別避難階段に通ずるドアは、こういったサムターン錠が認められているところでございます。下のほうは、鍵等を用いず屋内から開放動作で解錠し、かつ、開放できるというもので、サムターンとの違いはノブを回せば開錠状態になりますが、そういった仕組みの鍵の指定です。こちらが、屋外階段に通ずる戸ですとか、非常の際に避難専用とするために設けた戸には、こちらの施錠方法が指定されています。

最後の(3)が、常時監視し、非常の際はどうなかが近くに詰めてあって、非常の際に容易に解錠できるというものです。

以上のような3パターンの施錠方法の指定がされています。事務局で考えている現行の課題というのは、赤印の問題点①と②でございます。

問題点①が、この施錠方法の場所によって差をつけているということです。こちらが問題点と考えておりまして、問題点②としては、警報設備による電動の解錠の方法を、問題点②として考えております。

こちらが整理したものです。問題点①については、①設置場所によりサムターン錠の設置を不可とするなど差をつけている現状でございます。こちらについては、建築物の防火安全性の向上などを踏まえ、防火意識の高まりに対して対応していく必要があるということが考えております。

問題点②としましては、自動火災報知設備が設置されていないような小規模の建物では、電動解錠は困難であるということがございます。こちら、自動火災報知設備が、消防法ですとか火災予防条例で、建物の用途ですとか規模によって定められております。ですので、例えば極小規模の飲食店ですとかいったところに飲食店ですとかオフィスビルなどについては、そもそも設備が付いていないので、この条文を満たせないというような事情が出てきますので、小規模の建築物にも選択肢を増やす必要があると考えています。以上が問題点の定義です。

今後の予定です。本日7月13日が部会で、総論、課題の抽出をさせていただいているところです。こちらは8月22or24日と書かれていますが、22日になりました。こちらの小部会で事務局の考えている方針案を検討し、最後の部会にお返しして第6回の部会で改正方針の決定、9月か10月で予定をさせていただいております。事務局からの説明は以上です。

○議長

ありがとうございました。こちらは、施錠の問題で、先ほどまでの工事のテーマとは少し違いますが、こういう問題に対して現行の条例の不備を正したいということだと思います。

ご質問、ご意見はいかがでしょうか。どうぞ。

○委員

具体的に、課題と、例示をしていただけるとよかったですと思いますが。

○事務局

こちらの表で、例えば、(1)でサムターン錠と、円筒錠ですと、ホテル錠と、パニックバーという区分けが、場所によって指定されています。近年、防犯意識などが高まっていて、こういった円筒錠が余り採用されていないという事情があって、どちらかというと、このサムターン錠を防犯上付けたいというような要望があります。そちらが民意と実態とが合っていないという現状が、具体的にはございます。

○庁内関係者

補足します。円筒錠というのは、昔の住宅のトイレの鍵とか、今でも一部使われていると思い

ますが、押しボタンで閉める機構です。開けるとき、内側から出ようとしたとき、そのままノブをひねると解錠されて出られるようになります。これが、今申し上げた内容になります

それが、屋外避難階段とか屋外階段にはその円筒状などを付けなさいというのが、条例の規定になっています。ただ、現実問題として、防犯上の性能として、そういった簡易な鍵というのは、よからぬ人に簡単に解錠されてしまうという問題があり、今申し上げたとおり、サムターン錠式の、解錠してから扉を開けるというのが、一般的に使われているということです。そこが今問題として取り上げているところです。

従って、できれば、防犯意識が高まったということと、建物の安全性が高まっているということのギャップをご審議いただいて、何らかの方針を導き出していただければと思っております。

○委員

パニックバーだと、何も付いていないので、全く問題ないですが、円筒錠で向こう側にもノブが付いているようなイメージをしているのですね。向こうになれば関係ないですね。

○庁内関係者

はい、そうです。ただ、そういったものを屋外階段に付けないといけないと言っているものの、屋外階段も外側から開けられる必要があるので、階段側にノブがないということ自体が、現実としない状況になってしまっていますので、現実とのギャップというものが課題にはなっております。

○委員

今の条例の基準だと、(2)の上段のものは使えないということになっているので、その辺が問題ですね。

○庁内関係者

そうですね。恐らく、昭和 48 年にこの規程ができたときには、サムターン錠ができたばかりだったので、サムターン錠以外の鍵が主流だったと思います。

○議長

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○委員

(1)と(3)の状況についてお伺いしたいと思います。そもそも、この避難経路上の解錠の問題は非常に重要な問題だと捉えておりまして、建築防災のほうに行っても、よく防災評価等で話題になるところです。ですので、火災時に確実に解錠できるということが求められている中で、この(1)で、「自火報等の作動により解錠」ということで、よさそうですが、「どこの自火報で、どこが開くのか」という問題が、結構あるような気がします。

一斉解錠であれば問題ないですが、部分解錠だと、避難に使えないところがあるのではないかと懸念があり、これに対してどうかという問題があります。

それから、(3)で、「人が常時監視し、非常の際、容易に解錠できる」というのは、基準ですので構わないのですが、人が見ていて、開けられればいいという解釈でよろしいか。その 2 点をお願いします。

○庁内関係者

ありがとうございます。(1)の一斉か部分かというところで、具体的な基準があるわけではないのですが、ただ、避難に使う階段ということで考えると、どこで火事があっても、階段は避難に

使われるので、基本的には一斉解錠というふうに認識しております。(3)の「人が常時監視し」というのは、受付とか防災センター等で、階段の直近にそれがある状況とかいったものを想定していますので、これを使ってやるという実態は少ないように思われます。

○委員

わかりました。(3)はちょっと難しいかなというところがあるということですね。それから、「自火報等の作動」というのは、いわゆる感知発報放送ではなくてということによろしいのでしょうか。

○庁内関係者

その基準的なところは特にありませんが、火災放送でやっていることが多いと思います。

○委員

実態は了解しました。そのあたりも含めて、適切にする検討する必要があるかなと思います。

○庁内関係者

ありがとうございます。

○議長

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○委員

言い方はちょっと問題かもしれませんが、建築物の防火・安全性の向上と言われていますが、近年の傾向として、階段が減らされたりして、そういう配慮が低下している感じがします。防犯の必要性が高まるということはわかりますが、建築物の防火・安全性の向上と言えるところのことが起こっているかということが、ちょっと疑問です。

○庁内関係者

ありがとうございます。防火・安全性というところで発言させていただいたのですが、実際問題として、火災の件数が、昭和 40 年ごろに比べて大幅に減ってきているというところはあると思います。委員がおっしゃった、それ以降の、設計の多様化がされる中で、何を最重要視して設計されているかという意味でいくと、おっしゃったような問題が出てきているのかなという印象はございます。お手元の資料には出していないのですが、小部会の際の検討用資料ということで準備していた資料ですが、昭和 48 年ごろと比べると、確かに減ってきてはいる状況なのかなというところがあります。

○委員

昭和 48 年というと、最悪のころの資料ですね。

○庁内関係者

そのころと比べるとそうですね。この基準ができたのが、まさに昭和 40 年ごろにできた基準なので、時代の変遷によって実態と変わってきているということを表現させていただいたところ です。

一方で、サムターン錠ができたばかりのころの基準でもありますので、サムターン錠に対する認知度というものも、当時と比べて変わってきている部分でもあるので、その辺も、サムターン錠で一度鍵をカチャッと開けて避難することと、扉を開ける動作で開くことの違いということも、当時と比べて、どこまで変わってきているのかなといったことも、論点として上げさせていただければと思っております。

○議長

よろしいでしょうか。頂いたご意見と、もともとの問題意識としてある、かなり昔にできた規程について、不都合がどうか、実態に即していないというよりも、避難の安全性の確保と防犯上の問題の両方とも確保できるような錠であるにもかかわらず、それを区別して規定しているような問題点を整理して、それが現状、実態には合うという状況で、かつ、文言等を少し現状の避難安全の点を踏まえて、整理していただくということで、これも次回になるのかどうか分かりませんが、進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題で、こちらは時間がかかなり必要な状況かとは思いますが、議事の(3)の「自衛消防活動支援システム概要」について、まず事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

皆様、今までの議事1-2と頭を切り替えてお考えください。今回、火災予防審議会のもともとのテーマで、建築物のステージに応じてという副題を掲げました。新築工事中の建物、使用中の建物という形で、建物のライフスタイルに応じての防火安全対策を考えていこうという内容です。

議事3につきましては、主に使用中の建物によったお話だとお考えください。こちらは、今回、メーカー様にご説明していただくのですが、自衛消防活動に対して、従来とは違って情報通信技術をいかに取り込むことができるか、取り組んだ結果どういった効果が見込めるかということ、事務局でも調査しておりました。メーカーが先進的な取組みをされているということ、近年知りまして、今回この機会を設けて、メーカーが取り組んだ結果、今どういう状況なのかということ、をデモいただきたいと思います。

では、メーカー、よろしくお願いいたします。

【デモンストレーション】

○議長

それでは、本日の2番目の議事としてご用意させていただいたのは終わりましたので、全体を通じまして、皆様、何かご意見等がございますか。よろしいですか。

ありがとうございました。それでは事務局にお返ししますのでよろしくお願いいたします。

(16時09分議事終了)

○事務局

議長、進行いただきありがとうございました。

これをもちまして火災予防審議会人命安全審議会5回目の部会を終了いたします。

本日はありがとうございました。

(16時10分閉会)